

令和元年(2019年)度版

奨学制度の案内

—滋賀県の主な奨学制度について—

はじめに

—奨学制度を利用される方へ—

- ♣この案内には、高校、大学等に進学する場合に利用可能な奨学制度であって、主に滋賀県が実施する制度の概要を掲載しています。
- ◆この案内に掲載している制度および内容は、変更される場合があります。
※令和2年度より、私立高校の支援制度が大きく変わります。
文部科学省のリーフレットや、進学先の募集案内等にてご確認ください。
- ♡各制度の詳細については、各制度の問合せ先までお問い合わせください。
- ♠この案内に掲載している奨学制度のほかにも、国、民間の教育ローン、お住まいの市町や各種団体等が独自に奨学制度を実施している場合があります。当該奨学制度については、制度を実施する金融機関、市役所・町役場、各種団体等に直接お問い合わせください。

滋 賀 県

○主に高等学校等に修学する方

名称	概要、支給要件等	備考																																		
<p>返還不要 高等学校等就学支援金</p> <p>【問合せ先】 (県立高等学校) 滋賀県教育委員会 事務局高校教育課 Tel 077-528-4587 (直通)</p> <p>(私立高等学校等) 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 Tel 077-528-3271 (直通)</p> <p>※県外の高等学校等に在学する場合は、高等学校等が所在する都道府県にお問い合わせください。</p>	<p>【概要】 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な場合、国から授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」を支給。(県立高等学校の場合は平成26年4月以降に入学した方に限ります。)</p> <p>【支給要件】 ※すべて該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有していること。 ・保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算した税額が、507,000円未満であること。 ・高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること。 ・過去に対象校種に在学した期間が通算して36か月を超えていないこと。 ・過去に高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業または修了したことがないこと。 <p>【支給額(全日制の場合)】(年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公立</td> <td>保護者等の合算額が507,000円未満</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td>保護者等の合算額が507,000円未満</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立</td> <td>保護者等の合算額が257,500円未満</td> <td>178,200円</td> </tr> <tr> <td>保護者等の合算額が85,500円未満</td> <td>237,600円</td> </tr> <tr> <td>保護者等の合算額が0円(非課税)</td> <td>297,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 1年生の4月に学校を通じて申請(全員)。以降は、学校からの案内に従い、手続を行う。</p>		道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額	支給額	公立	保護者等の合算額が507,000円未満	118,800円	保護者等の合算額が507,000円未満	118,800円	私立	保護者等の合算額が257,500円未満	178,200円	保護者等の合算額が85,500円未満	237,600円	保護者等の合算額が0円(非課税)	297,000円	<p>○単位制による教育課程の場合は履修単位数に応じて支給額が変動します。</p> <p>○支援金の支給を受けるためには、期日までに個人番号確認書類または課税証明書等の提出が必要となります。</p> <p>○平成25年度以前に入学した方は従前の制度が適用されます。</p>																			
	道府県民税所得割・市町村民税所得割の合算額	支給額																																		
公立	保護者等の合算額が507,000円未満	118,800円																																		
	保護者等の合算額が507,000円未満	118,800円																																		
私立	保護者等の合算額が257,500円未満	178,200円																																		
	保護者等の合算額が85,500円未満	237,600円																																		
	保護者等の合算額が0円(非課税)	297,000円																																		
<p>返還不要 滋賀県私立高等学校等特別修学補助金</p> <p>【問合せ先】 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 Tel 077-528-3271 (直通)</p>	<p>【概要】 私立高等学校等が授業料を減免した場合に、当該高等学校等を設置する学校法人に対して補助を行い、生徒の修学を支援。</p> <p>【支給要件】 滋賀県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等で、県内居住者。</p> <p>【助成額】(年額) ※平成25年度以前に入学した方は従前の制度が適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 0円(非課税)</th> <th>全日制・定時制</th> <th>61,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>通信制</th> <td>-円</td> </tr> <tr> <th>②道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 85,500円未満</th> <th>全日制・定時制</th> <th>120,000円</th> </tr> <tr> <td></td> <th>通信制</th> <th>33,000円</th> </tr> <tr> <th>③道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 257,500円未満</th> <th>全日制・定時制</th> <th>79,000円</th> </tr> <tr> <td></td> <th>通信制</th> <th>34,000円</th> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 在学する学校が定める期日までに学校を通じて申請(例年、夏季休業前後)</p>	①道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 0円(非課税)	全日制・定時制	61,000円		通信制	-円	②道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 85,500円未満	全日制・定時制	120,000円		通信制	33,000円	③道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 257,500円未満	全日制・定時制	79,000円		通信制	34,000円	<p>○以下の方は補助対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月1日現在休学中の生徒 ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金の貸与を受けている方 																
①道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 0円(非課税)	全日制・定時制	61,000円																																		
	通信制	-円																																		
②道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 85,500円未満	全日制・定時制	120,000円																																		
	通信制	33,000円																																		
③道府県民税所得割・市町村民税所得割 合算額 257,500円未満	全日制・定時制	79,000円																																		
	通信制	34,000円																																		
<p>全額返還 滋賀県奨学資金</p> <p>【問合せ先】 滋賀県教育委員会 事務局高校教育課 Tel 077-528-4587 (直通)</p>	<p>【概要】 高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学資金を貸与。</p> <p>【貸与要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校等(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程))に在学する者 ②経済的理由により高等学校等での修学が困難な者(所得基準あり(世帯の全収入が、生活保護基準の1.7倍以下)、学力基準なし) ③保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住する者 ④条例、規則に定める奨学資金等の貸与、給付を受けていない者 <p>【貸与額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">自宅通学者</th> <th colspan="2">自宅外通学者</th> </tr> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金(月額)</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> <td>23,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学資金(入学時のみ)</td> <td colspan="4">基本額 50,000円(国公立、私立の別はありません。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">私立加算 入学金相当額(限度額150,000円)※私立のみ</td> </tr> <tr> <td>貸与時期、利率</td> <td colspan="4">年3回貸与(無利子)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【返還】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>返還期間</td> <td>貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内(在学期間中等は申請により返還猶予可能。)</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>月賦、半年賦、年賦による均等返還(繰上返還可能)</td> </tr> <tr> <td>返還を遅滞した場合</td> <td>返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息を賦課。まだ返還期日が来ていない返還額を含めて一括で返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請時期】 以下の①、②の募集時期に在学する学校を通じて申請。 ①在学募集(高校在学時) 随時 ②予約募集(中学3年時) 9月頃</p> <p>※滋賀県奨学資金は高等学校等に在学する者を対象としており、入学後に貸与することになっております。入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金のうち就学支度費の貸し付けを利用することができます。</p>	区分	自宅通学者		自宅外通学者		国公立	私立	国公立	私立	奨学金(月額)	18,000円	30,000円	23,000円	35,000円	入学資金(入学時のみ)	基本額 50,000円(国公立、私立の別はありません。)				私立加算 入学金相当額(限度額150,000円)※私立のみ				貸与時期、利率	年3回貸与(無利子)				返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内(在学期間中等は申請により返還猶予可能。)	返還方法	月賦、半年賦、年賦による均等返還(繰上返還可能)	返還を遅滞した場合	返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息を賦課。まだ返還期日が来ていない返還額を含めて一括で返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。	<p>○申請にあたっては、連帯保証人が1名必要です。</p> <p>○以下の奨学資金等は併用不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構の奨学金 ・特別支援学校の生徒に対する就学奨励費 ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金 ・生活福祉資金* ・母子・父子・寡婦福祉資金 ・看護職員修学資金 ・その他国または他の都道府県が行う同種の奨学資金等
区分	自宅通学者		自宅外通学者																																	
	国公立	私立	国公立	私立																																
奨学金(月額)	18,000円	30,000円	23,000円	35,000円																																
入学資金(入学時のみ)	基本額 50,000円(国公立、私立の別はありません。)																																			
	私立加算 入学金相当額(限度額150,000円)※私立のみ																																			
貸与時期、利率	年3回貸与(無利子)																																			
返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内(在学期間中等は申請により返還猶予可能。)																																			
返還方法	月賦、半年賦、年賦による均等返還(繰上返還可能)																																			
返還を遅滞した場合	返還すべき額に年10.75%の割合の延滞利息を賦課。まだ返還期日が来ていない返還額を含めて一括で返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。																																			

名称	概要、支給要件等	備考						
<p>全額返還 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金</p> <p>【問合せ先】 滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 Tel 077-528-4587 (直通)</p>	<p>【概要】 高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により修学することが困難なものに、修学奨励金を貸与。</p> <p>【貸与要件】 以下の①もしくは②に該当する勤労青少年であって経済的理由により修学することが困難な者（所得基準、就労要件有り） ①滋賀県内高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学している者 ②県外高等学校等の広域通信制の課程に在学する者で県内に住所を有する者</p> <p>【貸与額】（月額）（無利子） 修学奨励金 14,000円（私立高等学校等の定時制課程 29,000円）</p> <p>【返還】</p> <table border="1"> <tr> <td>返還期間</td> <td>貸与期間終了後、6箇月を経過したときから貸与した月数を通算した期間内（在学期間中等は5年を限度として申請により返還猶予可能）</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>月賦、半年賦、年賦による均等返還（繰上返還可能）</td> </tr> <tr> <td>返還を遅滞した場合</td> <td>返還すべき額に年10.95%の割合の延滞利息を賦課。また返還期日が来ていない返還額を含めて一括で返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。</td> </tr> </table> <p>【申請時期】 例年10月頃に在学する学校を通じて申請</p>	返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから貸与した月数を通算した期間内（在学期間中等は5年を限度として申請により返還猶予可能）	返還方法	月賦、半年賦、年賦による均等返還（繰上返還可能）	返還を遅滞した場合	返還すべき額に年10.95%の割合の延滞利息を賦課。また返還期日が来ていない返還額を含めて一括で返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。	<p>○申請にあたっては、連帯保証人が2名必要です。</p> <p>○以下の奨学金等は併用不可 ・日本学生支援機構の奨学金 ・滋賀県奨学資金 ・母子・父子・寡婦福祉資金</p> <p>○高等学校卒業により貸付金の返還が免除されます。</p>
返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから貸与した月数を通算した期間内（在学期間中等は5年を限度として申請により返還猶予可能）							
返還方法	月賦、半年賦、年賦による均等返還（繰上返還可能）							
返還を遅滞した場合	返還すべき額に年10.95%の割合の延滞利息を賦課。また返還期日が来ていない返還額を含めて一括で返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。							
<p>返還不要 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）</p> <p>【問合せ先】 （国公立高等学校等） 滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 Tel 077-528-4587 (直通)</p> <p>（私立高等学校等） 滋賀県総務部 私学・県立大学振興課 Tel 077-528-3271 (直通)</p>	<p>【概要】 授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）を支給。</p> <p>【支給要件】 以下の要件にすべて該当すること。 ・高校生等の保護者等が滋賀県内に住所を有していること。 ・高校生等の保護者等の道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であること。 ・高校生等が高等学校等就学支援金の対象となる高等学校等に在学し、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給対象であること。 ・平成26年度以降に高等学校等に入学した者であること。</p> <p>【支給額】（年額）</p> <table border="1"> <tr> <td>国公立</td> <td>32,300円～129,700円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>52,600円～138,000円</td> </tr> <tr> <td>通信制の場合</td> <td>32,300円～52,600円</td> </tr> </table> <p>※国公立、通信制、扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって支給額が異なります。</p> <p>【申請時期】 7月頃に在学する学校を通じて申請</p>	国公立	32,300円～129,700円	私立	52,600円～138,000円	通信制の場合	32,300円～52,600円	<p>○高等学校等入学後に在学する学校にお問い合わせください。</p> <p>○特別支援学校高等部の生徒は給付の対象ではありません。</p>
国公立	32,300円～129,700円							
私立	52,600円～138,000円							
通信制の場合	32,300円～52,600円							

○ひとり親家庭の方で高等学校等や大学等に修学する方

名称	概要、支給要件等	備考
<p>全額返還 母子・父子・寡婦福祉資金貸付</p> <p>【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局 Tel 077-528-3554 (直通)</p> <p>※大津市在住者は大津市が制度を実施していますので、大津市子ども家庭課(下記)にお問い合わせください。</p> <p>大津市子ども家庭課 Tel 077-528-2686 (直通)</p>	<p>【概要】 ひとり親家庭や寡婦の方等に、無利子で高等学校、大学（院）、高等専門学校または専修学校に入学、修学するための必要な資金を貸与。</p> <p>【貸付要件】 経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童</p> <p>【貸与額】（無利子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金（月額） <ul style="list-style-type: none"> 高等学校 18,000円 ～35,000円 高等専門学校 21,000円 ～60,000円 短期大学 45,000円 ～60,000円 大学 45,000円 ～64,000円 ・就学支度資金（一時金） <ul style="list-style-type: none"> 高等学校 150,000円～420,000円 短期大学、大学、高等専門学校、大学院 370,000円～590,000円 <p>※高等学校には専修学校の高等課程を含み、短期大学には専修学校の専門課程を含む。</p> <p>【返還】 学校卒業の6か月後から返還</p> <p>【申請時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金 原則として就学前に申込み。事前相談必要。 ・就学支度資金 就学前に申込み。事前相談必要。 	<p>○外国留学は対象外。</p> <p>○以下の奨学金等は併用不可。 ・滋賀県奨学資金 ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金 ・生活福祉資金</p>

○高等学校等や大学等に修学する方

名称	概要、支給要件等	備考
全額返還 生活福祉資金貸付 (教育支援資金) 滋賀県健康医療福祉部 健康福祉政策課 【問合せ先】 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 Tel 077-567-3903 (直通) 各市町社会福祉協議会	【概要】 低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校に入学、修学するために必要な経費を貸与。 【貸与要件】 県下に居住している者であって、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯(生活保護基準の1.7倍程度) 【貸与額】(無利子) ・教育支援費(月額) 高等学校 35,000円以内 高等専門学校 60,000円以内 短期大学 60,000円以内 大学 65,000円以内 ・就学支度費(入学に必要な一時金) 500,000円以内 【返還】 ・据置期間:卒業後6月以内 ・償還期限:据置期間経過後20年以内 【申請時期】 随時申込	○高等学校には、専修学校の高等課程を含む。 ○短期大学には、専修学校の専門課程を含む。 ○大学院・外国留学は、対象外。

○看護師等の養成施設に修学する方

名称	概要、支給要件等
全額返還 * 滋賀県看護職員修学資金 【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-526-8188 (直通)	【概要】 看護師等の養成施設(大学・専門学校)に在学する者で、将来県内の免除対象施設において看護職員の業務に従事しようとするものに修学資金を貸与。 【貸付要件】 看護師等の養成施設に在学する者で、将来県内で看護職員の業務に従事しようとする者 【貸付額】(月額)(無利子) 年2回に分けて貸与(予定) ・保健師、助産師、看護師 国公立等 32,000円、私立 36,000円 ・准看護師 国公立等 15,000円、私立 21,000円 【返還】 貸与を受けた月数以内で均等払いにより返還 【申請時期】 6月に在学する学校を通じて申請 ※養成施設卒業年度に貸与対象の資格試験に合格し、免許取得後直ちに県内の免除対象施設において、看護職員として必要年数業務に従事した場合は貸付金の返還を免除します。
全額返還 * 滋賀県保育士修学資金 【問合せ先】 滋賀県社会福祉協議会 Tel 077-567-3958 (直通) 滋賀県介護福祉士修学資金 【問合せ先】 介護福祉人材センター Tel 077-567-3925 (直通)	【貸付要件】 保育士/介護福祉士養成施設に在学する者で、将来県内で保育士/介護福祉士の業務に従事しようとする者 【貸付額】(無利子) ・修学資金(月額) 5万円以内[ただし、保育士は合計120万円以内] 年2回に分けて貸与 ・入学準備金(一時金) 200,000円以内 入学時に貸与 ・就職準備金(一時金) 200,000円以内 卒業時に貸与 【返還】 貸与を受けた期間の2倍以内で返還 【申請時期】 在学する養成施設を通じて申請。 ただし、生活保護受給世帯等の場合、在学する高等学校を通じて先行申請可。 ※資格取得後、5年以上県内で保育/介護業務に従事した場合は貸付金の返還を免除します。 ※制度の詳細は、ウェブサイト「滋賀県かいご・ふくしのシゴトweb」< https://fukushi.shiga.jp >で確認してください。

○その他

名称	概要、支給要件等	備考
返還不要 交通遺児奨学金 【問合せ先】 公益財団法人 おりづる会 滋賀県土木交通部 交通戦略課内 Tel 077-528-3682 (直通)	【概要】 交通事故で親を亡くした県内在住の児童、生徒(高校卒業まで)に奨学金等を支給。 【支給要件】 交通事故で親を亡くした県内在住の児童・生徒(高校卒業まで) <奨学金のみ所得制限(課税総所得額が200万円以下の世帯)あり> 【支給額】(交通遺児1人あたり) ・奨学金(月額) 小学生5,000円 中学生7,000円 高校生10,000円 ・新入学給付金(年額) 小学校・中学校20,000円 高等学校30,000円 ・学年進級支援金(年額) 10,000円 (新入学給付金対象者を除く) ・就職支度金(年額) 30,000円 (中学校卒業後就職した者) ・卒業祝金(年額) 50,000円 (高等学校を卒業した者) 【申請時期】 おりづる会に入会后、随時、事務局に申請。	○奨学金は毎年9月および翌年3月に分割して支給。 ○いずれも返還の義務はありません。